

第5章 施策の推進方策

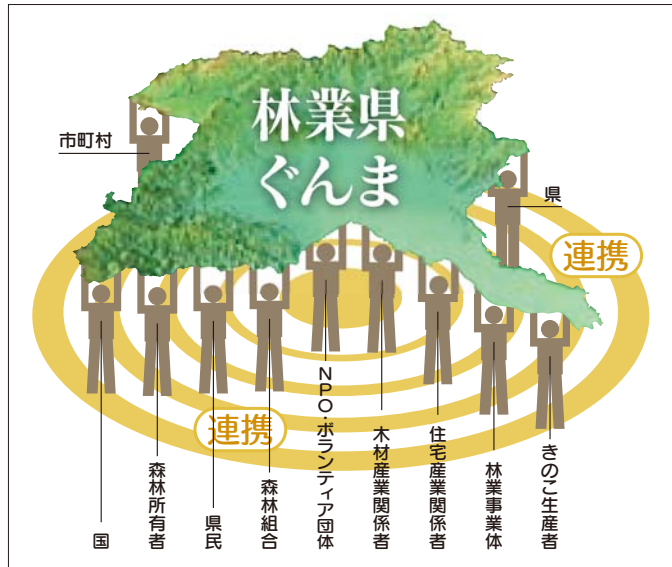
1 計画の推進体制

本計画の大きな目標は、先人たちが営々と築き上げてきた森林資源がいよいよ収穫期を迎えていることを踏まえ、この森林資源を有効に活用し、もって県内の森林・林業の再生を図ることです。

この計画の推進に当たっては、県をはじめとした県内の森林・林業に関わる全ての者の、これまでの「造林・育林を主体とする事業」から、「低コストで木材を収穫し、その木材を余すことなく活用していく事業」にステップアップするという意識改革が欠かせません。

また、この計画を実効性あるものにするためには、関係者それぞれの責任を持った行動と一致団結した取組が必要です。

このため、森林・林業関係者、県民、行政等からなる『群馬県森林・林業基本計画推進会議(仮称)』を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行うとともに、関係者の連携強化を図り、目標の実現に向けて本計画を推進することとします。

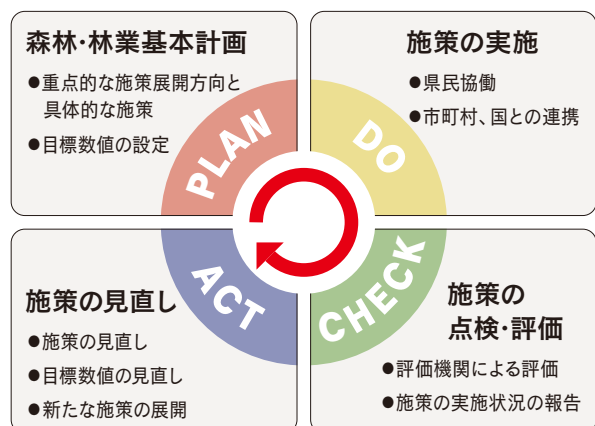


2 計画の管理・公表

(1) 進行管理

本計画については、PDCAサイクル^{※1}の手法により進行管理します。

また、年度別実行プログラム(行程表)を作成し、数値目標等を用いて施策の進行状況を管理します。



(2) 評価

群馬県森林・林業基本計画推進会議（仮称）において、毎年度、施策の評価・点検を行います。

(3) 公表

施策の評価・点検結果について、県ホームページ、各種広報手段等により毎年度公表します。

(4) 改善

目標設定の前提となる社会経済情勢の大幅な変化や国の基本方針の転換、あるいは施策の評価結果に基づく重要な変更の必要等があった場合には、計画期間中であっても計画内容を適宜見直します。

なお、計画策定から5年が経過する平成27年度には全面見直しを行います。



『用語の解説』

※1：【PDCAサイクル】

Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するシステム。